介護職員等処遇改善加算の職場環境要件(令和7年度以降)

介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ:以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上うち⑪又は⑱は必須)取り組んでいる

区分		具 体 的 内 容
入職促進に向けた 取り組み	V	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
		②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	V	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
		④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャ リアアップに向けた 支援		⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する
		認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	Ŋ	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
		⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	\S	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な 働き方		⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
		⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	V	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標:付与日数にうち5日以上、毎月管理者が取得状況を確認する
	☑	①有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の 健康管理		③業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
		④短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	V	⑤介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	☑	⑥事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上(業務 改善及び働く環境 改善)のための 取組		①厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の
		研修会の活用等)を行っている
	☑	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
		⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	V	⑩業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	☑	②介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
		②スマートフォン等の職員間の連絡調整、実施記録のICT化、迅速化に資するICT 機器の導入
		②業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。
		②各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、 人事管理シ
		ステムや 福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
		※小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」の要件を満たすものとする
やりがい・働きがい の醸成		⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
		⑩地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
		②利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
		⑱ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供